三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市安井字妙田六四の一五（次の図に示す部分に限る。）、六四の一九六
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市万久里字奥山一一二の二四五、字奥山若栃一一三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市大屋町夏梅字向山四六の二（次の図に示す部分に限る。）、四六の一九
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市鵜縄字氷山二七の四〇八（国有林）、二七の四六六（次の図に示す部分に限る。）、二七の一一、二七の二九一、二七の四〇五、二七の四一〇、二七の四一二、二七の四一七まで、二七の四一九、二七の四四一、二七の四四二、二七の四四四、二七の四四五、二七の四四七、二七の四六七、二七の四六九
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市大屋町和田字田渕一五一・一五一の六・一五一の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一の二、一五一の四、一五一の五、一五四、大屋町明延字大銅三一九の一、三二一の一、三二一の六、三二一の七、三二一の一〇、字富士野谷三二二の一、三二三の六、三二三の一、三二四、三二五、三二六の一、三二七の二、三二八の一、三二八の二、三二八の五から三二八の七まで、三二八の一五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年九月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成十四年国土交通省告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

附則4条　窒素酸化物等排出自動車（第4条第2項及び第3項に掲げるものを除く。）のうち消防自動車（別表第4第八号及び第九号に掲げるものに限る。）は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に初めて受ける検査であって、次の各号に掲げるものを受けるときは、第4条及び第5条の規定は適用しない。

一　継続検査であって、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証（平成23年10月1日から平成24年3月31日までのいずれかの日が有効期間の満了日として記入されたものに限る。）の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

二　臨時検査であって、特定期日以降に受けるもの

2　前項の検査を受けた消防自動車の特定期日については、別表第4の規定にかかわらず、平成24年4月1日とする。

附　則

この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畔沢川